

「柳井で暮らす幸せ」の実現



柳井市長 井原 健太郎

1. はじめに

私たちのまち柳井市は、約20年前の平成17年2月、旧柳井市と旧大島町が合併して誕生しました。山口県の南東部に位置し、北は岩国市、西は光市と田布施町、南は平生町と上関町に接し、東には瀬戸内海に架かる大島大橋を挟んで周防大島町を臨みます。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「白壁の町並み」や明治維新に影響を与えた「僧月性」所縁の史跡、国指定の「茶臼山古墳」などの歴史的資産があり、郷土民芸品の「金魚ちょうちん」は全国的にも知られています。また、「スポーツのまち柳井」と称され、高校野球、水泳、卓球、レスリング、近年では山口県立柳井商工高等学校女子バドミントン部や本市出身のバスケットボール日本代表・河村勇輝選手の活躍で盛り上がっています。

人口は近年、目覚ましい企業誘致などによる社会増加が見られますが、圧倒的な自然減を背景とした人口減少により、昭和22年のピーク時51,143人から令和6年9月末には29,375人となるなど、全国的な傾向と同様に少子化・高齢化が進んでいます。

加えて、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模自然災害への備えや地域経済の維持など、多くの向き合うべき課題が山積し、多様化・複雑化する中で、基礎自治体の果たすべき最も重要な役割は、将来にわたって持続可能な地域社会をつくることであると考えています。

2. 柳井市の上下水道

本市の上水道は、柳井町営上水道として昭和15年に給水を開始しました。周辺部においては、昭和30年代から5つの簡易水道の給水を開始、その後に統合を行い、現在は上水道と離島の簡易水道を経営し、本市の約77.5%の方に安心・安全な水を供給しています。

本地域は昭和42年、43年、53年と自衛隊に派遣を要請するなど度重なる異常渇水の辛い経験から、水源確保のために、広島県境の弥栄ダムに水源を求めました。

昭和57年に現在の2市4町で構成する柳井地域広域水道企業団を設立し、総額586億4千万円の巨費を投じた長期にわたる大工事の後、平成13年4月から柳井市の水道事業の全量を受水することにより、この水不足は解消されています。



写真-1 日積浄水場

現在は、令和6年3月に改訂した「柳井市水道ビジョン」に基づき、「安全」で「強靱」な水道を「持続」するため、老朽化した管路・施設の更新や耐震化、執行体制と施設の最適化、健全な経営基盤の確立に取り組んでいます。

本市の下水道は、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業によって、生活排水の処理を進めており、汚水処理人口普及率は、令和5年度末時点では約75.4%となっています。下水道事業としては、昭和61年に事業認可を受け整備を進めてきましたが、施設等はおおむね30年程度経過しており、老朽化対策に要する費用の増加は避けられません。一方で、人口減少等による使用料収入の減少も予測されています。そのような中、計画的な施設整備や使用料の改定などに加え、令和4年8月策定の「柳井市汚水処理施設整備構想」に基づいた汚水処理の整備手法の見直しにより、持続的で安定した下水道経営を目指して取り組んでいます。

3. 水道事業の広域化の検討

本市の水道事業は、厳しい経営環境のもとで、経費の削減を図るとともに、すでに山口県下で最も高い料金を、公募市民や各分野を代表する市民などが参画した柳井市上下水道事業経営審議会による6回の議論を経て、令和5年12月検針分から平均改定率8.21%の値上げをするなどして、収支の均衡が保たれています。

収益は、水道料金と高料金に対する補助金が大部分を占めており、費用では、水源である弥栄ダムの責任水量制による受水費、減価償却費や企業債の支払利息など固定的な費用が全体の8割近くを占めています。これらの費用は、市単独の努力で削減することは困難



写真-2 柳井地域水道事業経営統合調印式

～持続可能な上下水道を目指して～

であり、同じ問題を抱える柳井地域の広域連携による経営の効率化を模索する中、平成29年度には、柳井地域1市4町2企業団（本市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、田布施・平生水道企業団並びに柳井地域広域水道企業団）により「柳井地域水道事業広域化検討委員会」を設立、同検討委員会で水道メーターの共同発注や周防大島町との水道料金窓口業務の共同化などに取り組みました。さらに広域化に向け協議を進めた結果、令和6年1月30日には、柳井地域広域水道企業団に経営統合する「柳井地域水道事業の統合に関する基本協定書」を取り交わし、令和6年9月、柳井地域広域水道企業団の構成団体の議会における企業団規約の変更と水道事業の共同処理を行う旨の議決を受け、現在は令和7年4月1日の経営統合に向けて準備を進めています。

4. 新たな広域水道企業団

検討委員会では、企業団の基本理念や基本方針、10年間（令和7年度～16年度）の組織体制や業務運営、施設整備、財政運営などの方針を取りまとめた柳井地域広域水道企業団事業計画を作成しています。

事業計画では、経営統合後の企業団の基本理念として、急速に進む人口減少や遠距離導水による高額な水道料金に加え、水道施設・管路の老朽化、災害への対策、水道事業を担う職員の不足など、経営環境が厳しさを増す中で、安全・安心で良質な水を適切な水道料金で安定的に供給する水道システムを構築することにより、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与することとし、基本方針に「水道サービスの提供」「施設・維持管理の最適化」「組織・管理体制の強化」を掲げています。

企業団議会の議員定数は現在の8人から11人に増員し、企業長は構成市町の長から互選、企業長以外の首長を副企業長とし、構成市町の副市長または副町長を参与として充てます。職員定数は40人、経営統合開始時の配置予定人数は33人とし、職員は当分の間、企業団の職員と1市4町からの派遣職員で対応する予定です。また、企業団で新たな営業窓口を設置するとともに従来からの構成団体の営業窓口も維持し、水道料金は現在の料金体系を引き継ぐこととしています。

5. 水道事業等の経営統合のメリット

事業計画書では、今後10年間で、国交付金の活用による負担減や維持管理費の削減で4億7,000万円の効果が見込まれています。また、経営統合により組織力を高めることで、危機管理体制の強化や老朽化対策、耐震化対策などの施設整備も加速化されることが期待されています。

6. 下水道使用料の見直し

本市の下水道の処理区域内人口は、平成26年度をピークに年々減少傾向にあります。加えて節水型機器の普及などもあり、使用料の対象となる排水量（有収

水量）が減少しています。

下水道事業における汚水処理に必要な維持管理費は、下水道使用料により負担すべき経費ですが、上記の有収水量の減少傾向もあり、必要な経費の約75%しか使用料収入では賄っておらず、収入不足に対しては一般会計から補助金を受けることで、収支の均衡を保っていました。

そのため、令和4年7月、柳井市上下水道事業経営審議会へ適正な使用料水準の在り方について諮問を行い、その答申を受けて、令和5年12月検針分から平均改定率9.11%の使用料改定を行うことで経営の健全化に努めています。

7. 汚水処理施設の整備方針の見直し

本市の下水道事業は、早期に事業を着手した県内他市と比べて、20年程度遅れて整備を開始しています。また、過去の浸水被害の対策として雨水排除事業を重点的に実施したこともあり、長期間にわたり公共下水道の整備ができていない地区が生じていました。

人口減少等の社会情勢の変化も踏まえ、持続可能な汚水処理施設の整備方針を検討するため、令和3年度に下水道事業検討委員会を開催。その答申を受け、令和4年度には汚水処理施設整備構想を見直し、公共下水道の整備に長期間を要する地域について整備手法を改め、合併処理浄化槽での整備を促進していくこととしています。

新たな汚水処理施設整備構想のもと、令和5年度には下水道事業の全体及び事業計画区域を見直し、事業計画区域を556haから482haに縮小しています。縮小された区域では、合併浄化槽設置補助金の限度額を上乗せする制度を創設するなど、汚水処理施設の整備促進に取り組んでいます。

8. おわりに

本市の第2次総合計画における将来都市像「市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井～柳井で暮らす幸せを実感できるまちをめざして～」において、上下水道は、市民が「柳井で暮らす幸せ」を実感するうえでの最重要な生活基盤施設の一つです。

今後、この上下水道の健全経営を維持し、安定的に将来に繋げていくためには、さらなる事業費用の削減や水道事業の統合などが必要となります。これらを確実に実施することで、本市の上下水道は未来の世代に向かって、正しく引き継いでいけるものと考えています。

今後も全ての市民に「柳井で暮らす幸せ」を実現・実感していただけるよう取り組んでまいります。

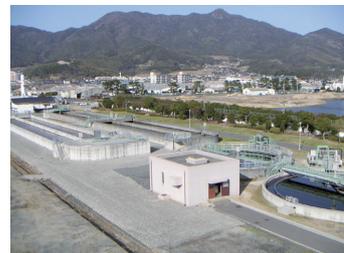


写真-3 柳井浄化センター